

2 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等

【改正】（公表する価格の意義）

2-3-32 令第119条の13第3号《その他価格公表有価証券の時価評価金額》に規定する「当該事業年度終了の日における当該その他価格公表有価証券の最終の売買の価格」又は「最終の気配相場の価格」とは、同号に規定する価格公表者によって公表される次に掲げる価格をいうことに留意する。この場合、当該価格は、法人が、各事業年度において同一の方法により入手又は算出する価格によるものとし、その入手価格は通常の方法により入手可能なもので差し支えないものとする。

- (1) 公正評価額を提供するため複数の店頭市場の情報を集計し、提供することを目的として組織化された業界団体が公表した事業年度終了の日における最終の売買の価格（事業年度終了の日の社債の取引情報により証券業協会が公表する約定単価を基に当該法人が算定した平均値又は中央値を含む。）又は最終の気配相場の価格（事業年度終了の日の気配値に基づいて証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値の平均値又は中央値を含む。）
 - (2) 金融機関又は証券会社間の市場、ディーラー間の市場、電子媒体取引市場のように、当該法人が随時売買又は換金を行うことができる取引システムにおいて成立する事業年度終了の日における最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格
 - (3) ブローカーによって継続的に提示されている公正評価額のうち当該事業年度終了の日における最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格（株式以外の有価証券については、当該ブローカーが公正評価額として提示する合理的な方法により計算した価格を含む。）
- (註) 気配相場に係る価格の取扱いは、2-3-30 本文《取引所売買有価証券の気配相場》を準用する。

【解説】

- 1 改正前の本通達では、その他価格公表有価証券の時価評価金額として用いることができる公表価格について、次に掲げる価格をいうことを明らかにしていた。
 - (1) 公正評価額を提供することを目的とした業界団体が公表している事業年度終了の日における最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格
 - (2) 法人が随時売買又は換金を行うことができる取引システムにおいて成立する事業年度終了の日における最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格
 - (3) ブローカーによって継続的に提示されている公正評価額のうちその事業年度終了の日における最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格上記(1)については、例えば、日本証券業協会が、平成14年に公社債の基準気配値制度を改正して、指標性の高い銘柄につき公社債店頭売買参考統計値を発表しており、この公社債店頭売買参考統計値の平均値又は中央値が含まれる。
- 2 平成27年11月に、日本証券業協会において、社債の取引を行った証券会社からその取引情報について報告を受け、その報告に基づき社債の取引情報を発表する制度が設けられた。この制度は、日本証券業協会が、証券会社から前営業日午後3時から当日午後3時ま

でシステムにおいて処理（又は承認）された取引の報告を受け（証券会社から報告を受けたものとみなされる証券保管振替機構からの売買報告データの受領を含む。）、その報告を受けた取引のうち、1取引の取引数量が額面1億円以上の一定の取引についての①約定年月日、②銘柄コード、③銘柄名、④償還期日、⑤利率、⑥取引数量（額面金額ベース）（「5億円以上」又は「5億円未満」の区分）、⑦約定単価（額面100円当たりの約定価格）及び⑧売買参考統計値を、翌営業日の午前9時を目途に発表するものである。

⑥1 同一銘柄で複数の取引があった場合は、約定単価の高いものから順に表示される。

2 同一銘柄で複数の同一価格の取引がある場合は、一つにまとめず、取引件数分だけ同じ価格が表示される。

- 3 この新たな制度により発表される約定単価は、取引された全ての約定単価ではないが、日本証券業協会が証券会社から報告を受けた実際の取引価格であること、金融商品会計に関する実務指針50における「日本証券業協会が公表する価格」に含まれるものと一般に解されていることを踏まえれば、税務上、「最終の売買の価格」として取り扱うことが合理的であることから、本通達の対象に含めることとしたところである。

なお、事業年度終了の日に発表される約定単価が1つの場合、その約定単価が「最終の売買の価格」となるのであるが、同日に発表される約定単価が複数ある場合には、それら複数の約定単価を基に法人が算定した平均値又は中央値を「最終の売買の価格」として取り扱うこととなる。

改正後の本通達においては、このことを明らかにしている。

- 4 連結納税制度においても、同様の通達改正（連基通2-3-28）を行っている。